

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和6年 6月 13日

都道府県知事 殿

提出者

住 所 茨城県神栖市砂山21

氏 名 ダイキン工業株式会社 鹿島製作所

所長 氷室 昌洋

電話番号 0479-46-2441

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	ダイキン工業株式会社 鹿島製作所
事業場の所在地	茨城県神栖市砂山21
計画期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	化学工業
② 事業の規模	フッ素化学製品生産高 189億円
③ 従業員数	171名
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙1の通り

(日本工業規格 A列4番)



特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙2の通り

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

【前年度（令和5年度）実績】			
① 現状	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	—
	排 出 量	672 t	— t
(これまでに実施した取組) ・廃油の自社焼却による減量化			
【目標】			
② 計画	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	—
	排 出 量	700 t	— t
(今後実施する予定の取組) ・廃油の自社焼却による減量化 ※廃油の増加は生産量の増加による			

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 別紙3の通り
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 別紙3の通り

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

① 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行った 特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
(これまでに実施した取組)			
② 計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
(今後実施する予定の取組)			

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

① 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	—
	自ら熱回収を行った 特別管理産業廃棄物の量	0 t	— t
	自ら中間処理により減量した 特別管理産業廃棄物の量	622 t	— t
(これまでに実施した取組) ・廃油の自社焼却			
② 計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	—
	自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量	0 t	— t
	自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量	700 t	— t
(今後実施する予定の取組) ・廃油の自社焼却			

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

① 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	—t	—t
(これまでに実施した取組)			
② 計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	—t	—t
(今後実施する予定の取組)			

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

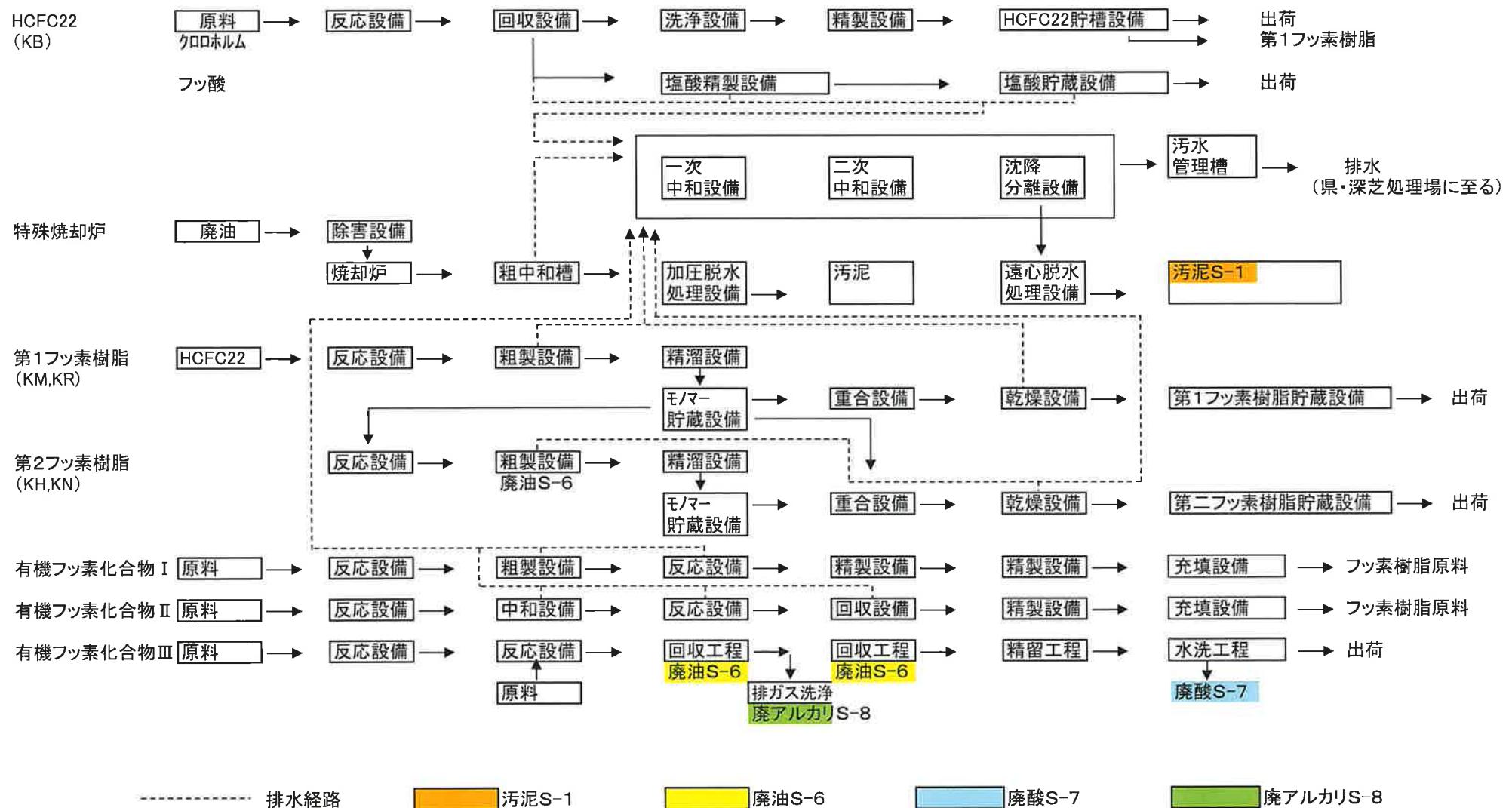
① 現状	前年度（令和5年度）実績 別紙4の通り		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
(これまでに実施した取組)			

② 計画	【目標】 別紙4の通り		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
電子情報処理組織の使用 に関する事項	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
	【前年度（令和5年度）実績】		
電子情報処理組織の使用 に関する事項	特別管理産業廃棄物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)		530 t
	(今後実施する予定の取組等) ・全排出量について電子マニフェストを発行する		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあっては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

鹿島製作所 製品 製造工程図



※ 廃プラスチックS-2、ガラスくずS-3、金属くずS-4、木くずS-5については全工程より排出

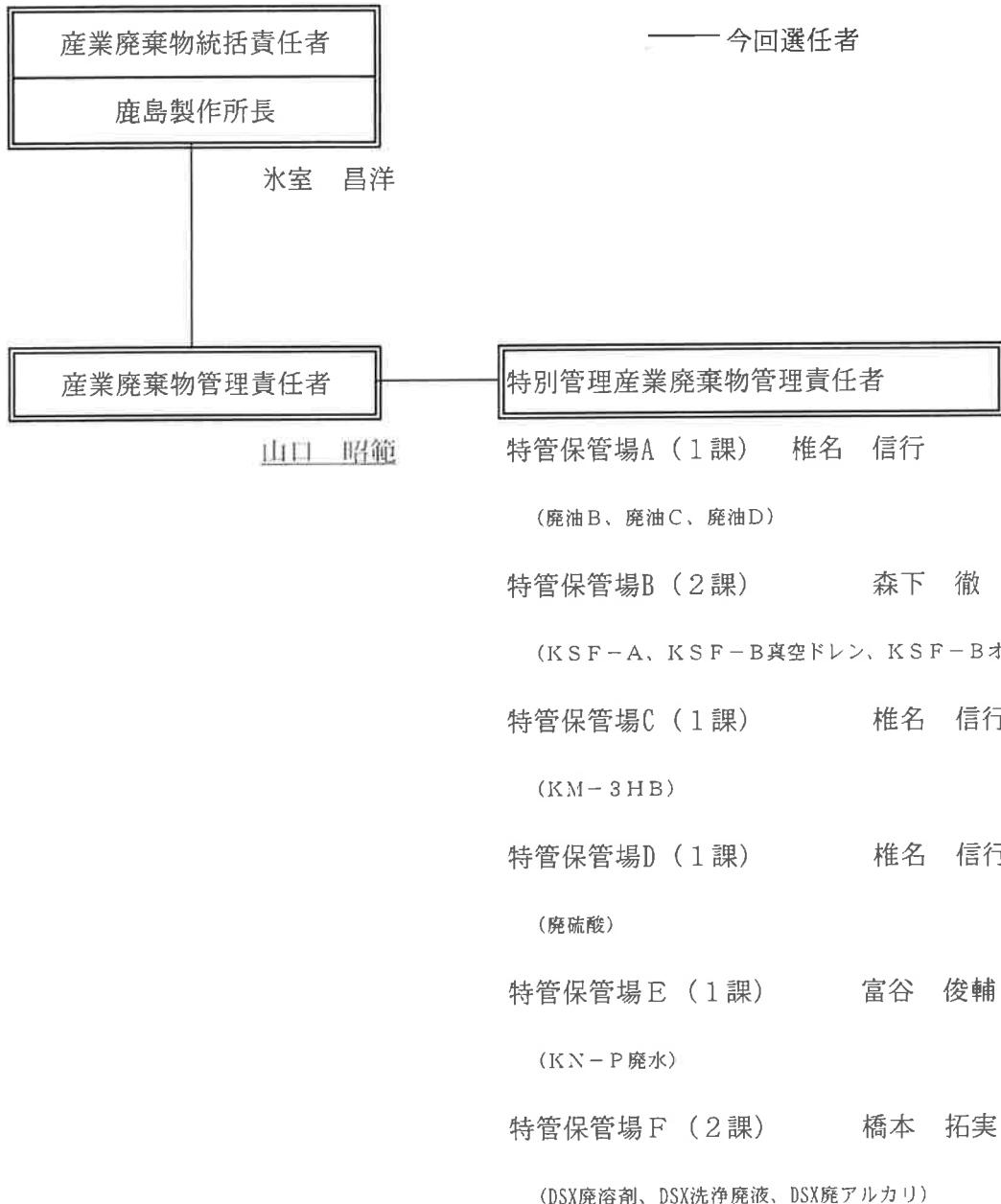
鹿島製作所 環境管理体制組織図

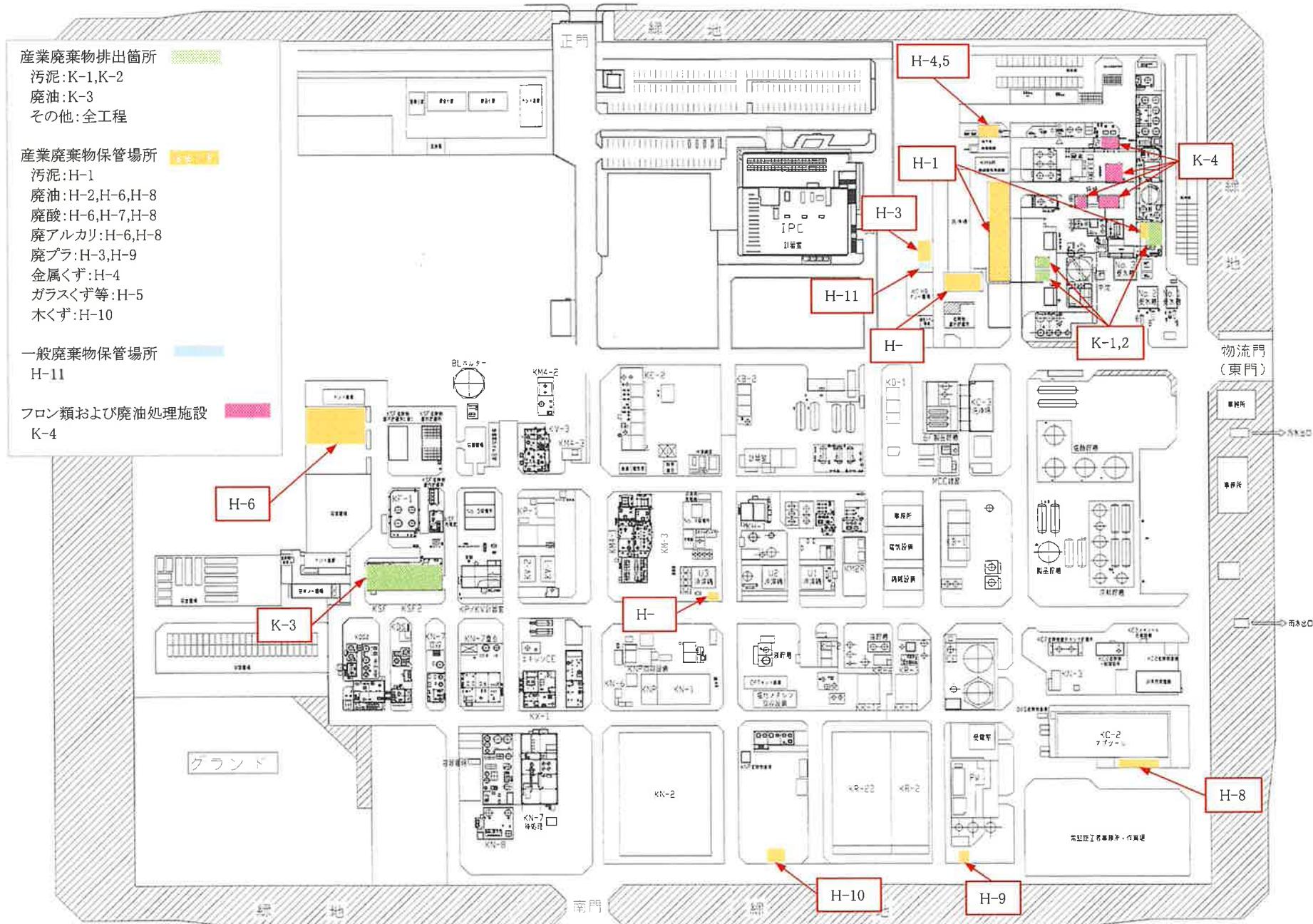
令和 5年 10月 1日改定



公害防止管理組織（2）

法定管理者





特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

		【前年度（令和5年度）実績】			
①現状	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	廃酸	廃アルカリ	
	全処理委託量	50t	478t	2t	
	優良認定処理業者への 処理委託量	18t	9t	0t	
	再生利用業者への 処理委託量	12t	469t	2t	
	認定熱回収業者への 処理委託量	0t	0t	0t	
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	20t	0t	0t	
(これまでに実施した取組)					
<ul style="list-style-type: none"> ・新規契約の業者には事前に監査および現地調査を行い、業者評価を実施した後、書面による契約を実施している。 ・契約済みの業者に対しては4年毎を目処に監査および現地調査を実施し、定期的に再評価を行っている。 					
		【目標】			
②計画	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	廃酸	廃アルカリ	
	全処理委託量	100t	500t	10t	
	優良認定処理業者への 処理委託量	40t	20t	0t	
	再生利用業者への 処理委託量	20t	470t	10t	
	認定熱回収業者への 処理委託量	0t	0t	0t	
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	40t	0t	0t	
(今後実施する予定の取組)					
<ul style="list-style-type: none"> ・新規契約の業者には事前に監査および現地調査を行い、業者評価を実施した後、書面による契約を実施する。 ・契約済みの業者に対しては4年毎を目処に監査および現地調査を実施し、定期的に再評価を行う。 					